

定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年1月23日

見附市監査委員 依田志郎

同 重信元子

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査の対象 | 見附市まちづくり課の令和4年度の業務
(機構・組織改革に伴い、令和5年度において新規に所
管する業務を含み、他課へ移管する業務を除く) |
| 2 監査の期間 | 令和5年11月10日から令和5年12月7日まで |
| 3 監査の着眼点 | ・法令に適しているか
・財務事務が正確に行われているか
・最少の経費で最大の効果を挙げているか
・組織及び運営の合理化に努めているか |
| 4 監査の実施内容 | あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関
係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿
類の照査を行い実施した。 |
| 5 監査の結果 | 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった
事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効
果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めてい
ることが認められた。 |